

袖ヶ浦市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年3月22日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 篠 原 幸 一

令和4年度定期監査の結果（令和5年2月15日付け）に対する措置

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>債権管理の適正化に関するもの【環境管理課】</u></p> <p>墓地管理料滞納繰越分について、時効が完成していない債権を、調定変更により債権の消滅をさせていた事例が認められた。</p> <p>調定の変更等は、袖ヶ浦市財務規則第31条により、調定した後において過誤その他の事由により、当該調定の変更又は取消しの必要があるときに行うものと規定されている。</p> <p>また、不納欠損処分ができるものは、同規則第46条第1項により、法令の規定に基づき、時効の完成又は徴収権の消滅により既に調定した歳入が徴収できなくなったものと規定されている。</p> <p>今後は、法令を遵守し、適正な債権管理を行い、确实かつ厳正に徴収又は収納に努めること。</p>	<p>時効が完成していない債権について、調定更正による減額を行うことは不適切な処理であったため、調定については減額前の状態に戻し、今後、5年の時効ごとに不納欠損処理を行います。</p>
<p><u>補助金事務の適正化に関するもの【農林振興課】</u></p> <p>災害に強い森づくり事業補助金について、袖ヶ浦市農林業補助金交付要綱では補助額は当該補助対象事業費の10分の1以内と定められているが、10分の5以内の額が過大に交付決定されていた事例が認められた。</p> <p>補助金交付要綱については、袖ヶ浦市補助金等に関する事務取扱規程第5条第1項により、補助事業の適正な運営及び事業の公平性を図り、補助金ごとに規定する内容、補助基準等を明確にするため定めるものと規定されている。</p> <p>また、補助金等の交付決定については、袖ヶ浦市補助金等交付規則第4条第1項により、当該申請にかかわる補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し交付を決定するものと規定されている。</p> <p>早急に、補助金交付要綱の是正を行い、今後は法令を遵守し、適正に補助金の交付決定及び交付確定を行うこと。</p>	<p>災害に強い森づくり事業補助金については、袖ヶ浦市農林業補助金交付要綱では国県補助事業に市上乗せ分の補助率のみが規定されていましたが、実際には国県補助額に市補助額を加えた額を補助対象者に交付していたことから、市の補助率と合致していませんでした。</p> <p>このことから、袖ヶ浦市農林業補助金交付要綱について、予算の範囲内で国県補助額に当該補助対象事業費の10分の1以内を加えた額とするという内容の記載に要綱を改めました。</p> <p>今後は国県補助金の流れを確認の上、袖ヶ浦市農林業補助金交付要綱に則り、適切な執行に取り組むこととします。</p>